



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年10月15日火曜日 第2513号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	810
保安林予定森林にする旨の通知(2件).....	(森林整備課) ...	811
土砂災害警戒区域の指定.....	(砂防課) ...	811
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(") ...	811
道路の区域変更(一般国道317号).....	(東予地方局今治土木事務所) ...	812
土地改良区役員の就退任の届出.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	813
道路の区域変更(県道大平砥部線).....	(中予地方局管理課) ...	813
医師の指定.....	(身体障害者更生相談所) ...	813
指定医師の所在地の変更.....	(") ...	813
指定医師の辞退の届出.....	(") ...	813

教育委員会告示

愛媛県生涯学習センターの指定管理者の指定.....	(生涯学習課) ...	814
愛媛県総合科学博物館の指定管理者の指定.....	(") ...	814
愛媛県歴史文化博物館の指定管理者の指定.....	(") ...	814
えひめ青少年ふれあいセンターの指定管理者の指定.....	(") ...	814

告 示

○愛媛県告示第1119号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年10月15日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドラッグコスモス中沢町店
宇和島市中沢町2丁目甲867-1、甲872-1、甲873-1
外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正見
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正見
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年5月31日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1 203平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
45台
イ 駐輪場の収容台数
15台
ウ 荷さばき施設の面積
27平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
9立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時45分
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時45分から午後10時00分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
1箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
平成25年9月30日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛

媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1120号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成25年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

西予市野村町舟戸3496、3498、3500、3503

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、該当立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1121号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成25年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町柳井川字鉢7381、7966、7998から8000まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字鉢7381・7999・8000(以上3筆において次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1122号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成25年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
泉谷川302-1105	四国中央市土居町小林 (次の図のとおり)	土石流
大谷川302-1116	四国中央市土居町北野 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、四国中央土木事務所及び四国中央市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1123号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成25年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
西の江A 302-I-52 (1)	四国中央市土居町天満 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	西の江A 302-I-52 (1)	四国中央市土居町天満 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西の江B 302-1 (1)	四国中央市土居町天満 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	西の江B 302-1 (1)	四国中央市土居町天満 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

西の江 C 302 - - 2 (1)	四国中 央市土 居町天 満 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	西の江 C 302 - - 2 (1)	四国中 央市土 居町天 満 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
西の町 302 - I - 53 (1)	四国中 央市土 居町天 満 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	西の町 302 - I - 53 (1)	四国中 央市土 居町天 満 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
面白川 1072	四国中 央市土 居町野 田・津 根 (次の 図のと おり)	土石流	面白川 1072	四国中 央市土 居町野 田・津 根 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
城谷東 川 302 - 1102	四国中 央市土 居町津 根 (次の 図のと おり)	土石流	城谷東 川 302 - 1102	四国中 央市土 居町津 根 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
城谷川 302 - 1103	四国中 央市土 居町小 林・津 根 (次の 図のと おり)	土石流	城谷川 302 - 1103	四国中 央市土 居町小 林・津 根 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
根々見 谷川 302 - 1104	四国中 央市土 居町小 林 (次の 図のと おり)	土石流	根々見 谷川 302 - 1104	四国中 央市土 居町小 林 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
古子川 302 - 1106	四国中 央市土 居町小 林・中 村 (次の 図のと おり)	土石流	古子川 302 - 1106	四国中 央市土 居町小 林・中 村 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
宮谷川 302 - 1107	四国中 央市土 居町中 村 (次の 図のと おり)	土石流	宮谷川 302 - 1107	四国中 央市土 居町中 村 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

多領須 川 302 - 1108	四国中 央市土 居町入 野 (次の 図のと おり)	土石流	多領須 川 302 - 1108	四国中 央市土 居町入 野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
添谷川 302 - 1109	四国中 央市土 居町入 野 (次の 図のと おり)	土石流	添谷川 302 - 1109	四国中 央市土 居町入 野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
入野谷 川 302 - 1110	四国中 央市土 居町入 野 (次の 図のと おり)	土石流	入野谷 川 302 - 1110	四国中 央市土 居町入 野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西畑野 川 302 - 1111	四国中 央市土 居町畑 野 (次の 図のと おり)	土石流	西畑野 川 302 - 1111	四国中 央市土 居町畑 野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
竹谷川 302 - 1112	四国中 央市土 居町上 野 (次の 図のと おり)	土石流	竹谷川 302 - 1112	四国中 央市土 居町上 野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大段川 302 - 1114	四国中 央市土 居町上 野 (次の 図のと おり)	土石流	大段川 302 - 1114	四国中 央市土 居町上 野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
細谷川 302 - 1115	四国中 央市土 居町上 野 (次の 図のと おり)	土石流	細谷川 302 - 1115	四国中 央市土 居町上 野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、四国中央土木事務所及び四国中央市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	317号	今治市伯方町伊方字亀甲奥乙100番1地先から 同町伊方字池ノ浦甲2317番1地先まで	旧	メートル 13.3~30.5	キロメートル 0.124	
			新	13.3~14.8	0.124	

○愛媛県告示第1125号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市新浜土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成25年10月15日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 山 浩 一	松山市梅津寺町乙56番地168

○愛媛県告示第1126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大平砥部線	伊予郡砥部町大南400番地先から 同町大南199番地先まで	旧	メートル 4.0～22.0	キロメートル 0.317	
		伊予郡砥部町大南400番地先から 同町大南471番まで 及 び 伊予郡砥部町大南400番地先から 同町大南199番地先まで	新	9.3～49.5 4.0～22.0	0.268 0.317	

○愛媛県告示第1127号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成25年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
肢 体 不 自 由	内 科	直瀬クリニック	菅 篤 志	上浮穴郡久万高原町直瀬甲2881-1	平成25年 10月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	愛媛労災病院	前 田 崇	新居浜市南小松原町13番27号	平成25年 10月1日
肢 体 不 自 由	神 経 内 科	国立大学病院愛媛大学医学部附属病院	岡 田 陽 子	東温市志津川	平成25年 10月1日

○愛媛県告示第1128号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成25年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
吉 田 正	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	平成25年 9月1日

○愛媛県告示第1129号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成25年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	愛媛労災病院	谷 川 泰 彦	新居浜市南小松原町13番27号	平成25年 9月6日

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第2号

愛媛県教育機関の設置等に関する条例（昭和32年愛媛県条例第19号）第4条第3項の規定により、教育機関の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年10月15日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

- 1 教育機関の名称
愛媛県生涯学習センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
東温市見奈良1110番地
株式会社レスパスコーポレーション
- 3 指定をした年月日
平成25年10月8日
- 4 指定の期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

○愛媛県教育委員会告示第3号

愛媛県県立博物館設置条例（昭和45年愛媛県条例第7号）第4条第3項の規定により、県立博物館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年10月15日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

- 1 県立博物館の名称
愛媛県総合科学博物館
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市三番町四丁目9番地5
イヨテツケーターサービス株式会社
- 3 指定をした年月日
平成25年10月8日
- 4 指定の期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

○愛媛県教育委員会告示第4号

愛媛県県立博物館設置条例（昭和45年愛媛県条例第7号）第4条第3項の規定により、県立博物館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年10月15日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

- 1 県立博物館の名称
愛媛県歴史文化博物館
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市三番町四丁目9番地5
イヨテツケーターサービス株式会社
- 3 指定をした年月日
平成25年10月8日

4 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

○愛媛県教育委員会告示第5号

愛媛県教育機関の設置等に関する条例（昭和32年愛媛県条例第19号）第4条第3項の規定により、教育機関の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年10月15日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

- 1 教育機関の名称
えひめ青少年ふれあいセンター
- 2 指定管理者の住所及び名称
東温市見奈良1110番地
株式会社レスパスコーポレーション
- 3 指定をした年月日
平成25年10月8日
- 4 指定の期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで